

仕 様 書

1. 件名

マカクサル飼育用ケージ架台設置及び飼育室整備

2. 数量

一式

3. 目的

指定飼育室にマカクサル用ケージ架台、排泄物洗浄・排水設備及び自動給水設備を整備し、安全かつ衛生的で、日常の飼育作業、清掃及び点検を行いやすい飼育環境を確保することを目的とする。

4. 設置場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区
探索研究棟 1F マーモセット飼育室

5. 設置期限

令和9年2月19日

6. 調達・設置範囲

本件の範囲は、ケージ架台2台、自動給水設備、給排水配管、運搬、据付、接続、調整及び試運転とする。マカクサル用ケージ本体は本件に含まない。

- (1) ケージ架台 A 4列×2段、8ケージ用 1台
- (2) ケージ架台 B 2列×2段、4ケージ用 1台
- (3) 各架台の背面及び両側面はステンレス板張り 一式
- (4) 自動給水用減圧弁装置 一式
- (5) 給水配管設置 一式
- (6) 排水設備設置 一式
- (7) 運搬、据付、接続、調整及び試運転 一式

7. 一般要求事項

- (1) 受注者は、着手前に詳細な現地調査を行い、設置位置、天井高、床及び壁の状態、搬入経路、給水・排水接続位置並びに既設設備との取合いを確認すること。
- (2) 製作前に、外形寸法、各部寸法、材質、配管系統、固定方法及び設置位置

を示した承認図を提出し、当機構担当者の確認を受けること。

(3) 架台の高さ及び各部の隙間は、別紙平面配置図及び現地寸法を基に、ケージの出し入れ、給餌・給水、排泄物処理、清掃、点検及び天井設備との干渉がないよう決定すること。

(4) 整備作業に伴い既設建物又は設備に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状に復すること。

8. ケージ架台仕様

8.1 構造及び材質

(1) アイテック社製サルケージ（HIM-P4-LR）を収納可能な、4 列×2 段の 8 ケージ用架台 1 台及び 2 列×2 段の 4 ケージ用架台 1 台。

(2) 架台は、ケージを安全かつ容易に収納及び取り出しできる構造とする。なお、ケージ本体は本調達に含まない。

(3) 架台及び排泄物受け部は、洗浄、消毒及び日常点検が容易で、通常使用において腐食、変形、漏水又は著しいがたつきが生じない構造及び材質とする。

(4) 各架台の背面及び両側面は全面ステンレス板張りとし、排泄物及び洗浄水が室内壁面に直接飛散しにくい構造とする。

(5) 架台は床の状態を確認した上で、転倒及び移動を防止できるよう確実に設置及び固定すること。固定方法は事前に当機構担当者と協議すること。

(6) 本架台材質は全て（特記外）SUS-304 ステンレス鋼以上とする。

8.2 高さ及び各部の隙間

既設天井と架台上端との隙間を確保するため、製作前に現地寸法を再確認し、次の事項を承認図に明示すること。

(1) ケージ下面と排泄物流し上面との隙間

(2) 架台下端と床面との隙間は、清掃、点検及び日常作業に必要な寸法を当機構担当者と再確認し、必要に応じて縮小すること。

(3) 最終寸法は、天井との離隔、作業性、衛生管理及び安全性を総合的に確認し、当機構担当者と協議の上決定すること。

9. 排泄物洗浄及び排水設備

(1) 各段の排泄物受け部から洗浄水及び汚水を集約し、既設排水溝又は指定排水先へ確実に排水できる構造とすること。

(2) 排水配管は、漏水、滞留及び逆流が生じにくい勾配及び構造とし、清掃及び点検が可能であること。

(3) 接続先の既設排水溝側に有効な排水トラップが設けられていることを確認すること。既設側に排水トラップがない場合は、臭気及び害虫の侵入防止に有効

な排水トラップを設けること。

(4) 接続部は、通常使用時に外れ、緩み又は漏れが生じないよう確実に固定すること。

10. 自動給水設備

(1) 自動給水用の減圧弁装置は更新し、1 室内の 2 台の架台へ給水できる構成とすること。

(2) 既設給水配管は、現地確認により健全性及び適合性が確認できる範囲で利用し、利用できない部分は更新すること。

(3) 必要な分岐、止水弁、接続部材及び配管支持を設け、操作、点検及び保守が容易な位置に設置すること。

(4) 設置後、設定圧力、通水、漏水及び各接続部の状態を確認すること。

11. 搬入、据付及び現地作業

(1) 搬入経路、養生範囲、作業日時及び一時保管場所は、事前に当機構担当者と協議すること。

(2) 床、壁、扉、エレベーターその他の既設設備を適切に養生すること。

(3) 飼育区域での作業に当たっては、当機構担当者の指示に従い、衛生管理、動線管理、騒音・振動・粉じんの抑制及び動物への影響低減に配慮すること。

(4) 断水、騒音、振動その他飼育業務に影響する作業は、事前に日時及び影響範囲を提示し、当機構担当者の確認を受けて実施すること。

(5) 作業に必要な工具、消耗品、養生材、運搬機器及び廃材処分は、特記がない限り受注者の負担とする。

12. 試運転及び検査

設置完了後、当機構職員の立会いのもと、次の事項を確認し、全ての要件を満たしたことをもって検査合格とする。

(1) 架台の構成、数量及び設置位置が本仕様書及び承認図に適合していること。

(2) 架台に著しい損傷、変形又はがたつきがなく、確実に設置及び固定されていること。

(3) ケージの収納及び取り出しを想定した作業空間が確保され、日常の清掃及び点検に支障がないこと。

(4) 手動洗浄による排水が正常に行われ、漏水、滞留、逆流及び臭気侵入につながる不具合がないこと。

(5) 自動給水設備が正常に機能し、減圧、通水及び配管接続部に異常又は漏

水がないこと。

(6) 背面及び両側面のステンレス板が確実に取り付けられ、壁面への飛散防止に支障がないこと。

(7) 第 13 項に定める書類が提出されていること。

13. 提出書類

(1) 工程表及び作業計画書 1 部。契約後、作業着手前までに提出すること。

(2) 製作承認図 1 部。外形及び各部寸法、材質、固定方法、配置並びに給排水系統を記載し、製作前に提出すること。

(3) 設置後の配置図及び給排水系統図 1 部。完了時に提出すること。

(4) 試運転及び検査記録 1 部。完了時に提出すること。

(5) 取扱い及び保守に関する資料 1 部。完了時に提出すること。

(6) 作業完了報告書 1 部。完了時に提出すること。

(7) 受注予定者は契約締結前までに納品できる証明（提案仕様）が当該仕様を満たしていることの承諾を当機構担当者から受けること。

14. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

15. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法の対象となる環境物品等の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

(2) 提出図書を印刷物として提出する場合は、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たすものとする。

16. 協議

本仕様書、別紙図面及び現地条件に相違又は疑義が生じた場合は、受注者が一方的に判断せず、当機構担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

17. 要求者

部課（室）名 量子医科学研究所 脳機能イメージング研究センター

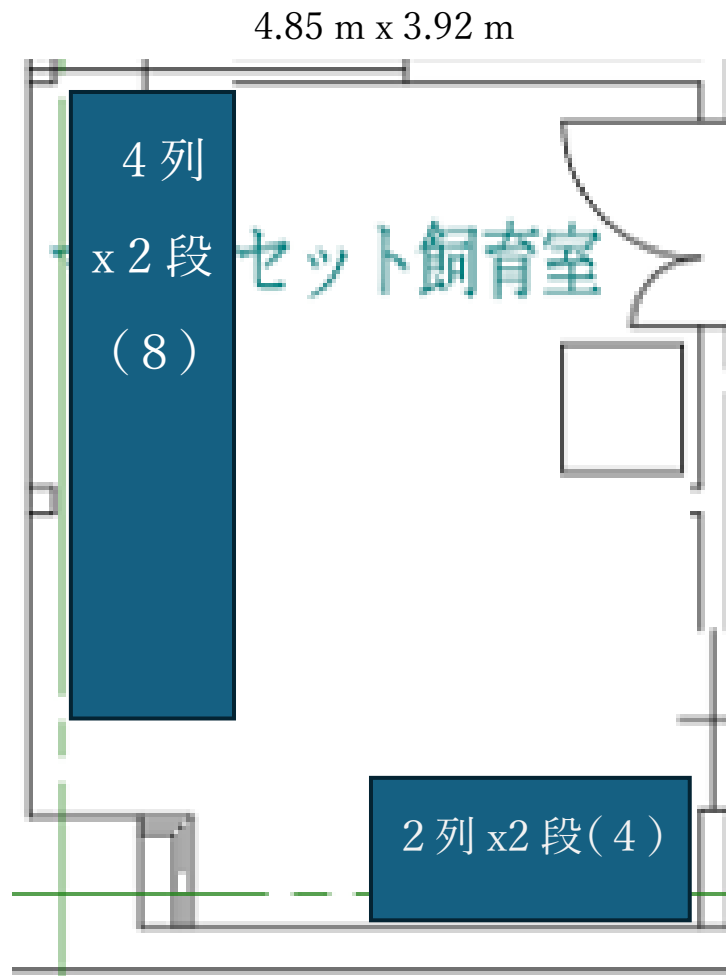
氏名 南本 敬史

別紙 設置概要及び最終確認事項

- (1) 架台配置は、4 列×2 段の架台 1 台及び 2 列×2 段の架台 1 台とし、具体的な設置位置は下記平面配置略図による。
- (2) ケージ下面と排泄物流し上面との隙間は 100 mm を基本とし、70 mm までの縮小を検討する。最終寸法は製作承認図で確定する。
- (3) 架台下端と床面との隙間は、現案 200 mm について清掃及び作業性を確認し、最終寸法を確定する。
- (4) 天井と架台上端との隙間は、現地寸法に基づき可能な限り確保し、製作承認図に明示する。
- (5) 排水トラップは既設側の有無及び有効性を確認し、設けられていない場合は新設する。
- (6) 既設給水配管は、健全性及び適合性を確認した上で、利用可能な範囲で再使用する。

注 1 契約用最終版には、室名及び架台位置を示した平面配置図を添付すること。

注 2 本件にはマカクサル用ケージ本体を含まない。



選定理由書

1. 件名	マカクサル飼育用ケージ架台設置及び飼育室整備
2. 選定事業者名	株式会社アイテック
3. 目的・概要等	令和 8 年 8 月の千葉豪雨によりポジترون棟地下の RI 廃液貯留槽室が浸水し、排水機能が停止した。このため、同棟のマカクザル飼育室では通常の水洗管理ができず、暫定的な清掃・排水対応を継続している。このような状況を受け、QST はマカクザル飼育施設をポジترون棟から探索研究棟へ移設し、その受入れスペースとして利用する探索研究棟内のマーモセット飼育施設を実験動物研究棟へ移設する応急対応計画を策定し、それに必要な追加予算の措置が決定した。発災直後は応急的な飼育管理により対応してきたが、排水機能の停止が長期化し、応急対応の継続には限界があることが明らかとなった。 移設計画を実行できる条件が整った現時点において、現在の応急的な飼育管理をさらに長期間継続する場合、動物福祉及び研究継続への影響が一層深刻化するため、速やかに調達を実施する必要がある。 本件は、代替飼育施設整備の一環として、動物ケージ洗浄に伴う RI 廃液発生量を抑制し、適切な衛生状態を確保するため、マカクザルの飼育機能をポジترون棟から探索研究棟へ移設し、飼育用ケージ架台の設置及び必要な飼育室整備を行うものである。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 2 号イ (イ 災害応急復旧等緊急の必要により競争に付することができないとき。)

5. 選定理由	現在は排水機能の停止により、通常の水洗管理が実施できず、水を使わない清掃での対応といった、応急的な飼育管理を実施している。このため、糞尿によるケージの汚れが目立つなど、衛生的な飼育環境の維持が次第に困難となっている。この状況が、さらに長期間継続する場合は、ケージ内の衛生状態が一層悪化し、動物福祉及び研究継続への継続にも重大な影響を及ぼすおそれがあるため、速やかに調達を実施する必要がある。 選定事業者である株式会社アイテックは、当機構においてマカクザル用ケージ及び関連設備の製作・納入実績を有し、既存設備の構造及び設置条件に精通している。また、事前の現地確認を実施済みであり、既存ケージを収納する架台の製作・据付及び施設整備に速やかに着手できる。本件で調達する架台は、既存ケージとの確実な適合性を確保した上で、設置及び調整を完了する必要がある。他の事業者について履行可能性を調査し、既存ケージとの適合性を確認する場合には、追加の期間を要するおそれがある。 一方、株式会社アイテックは、既存ケージに関する知見及び製作・納入実績を有するため、追加の調査・検討に期間を費やすことなく速やかに着手できることを確認している。 以上の理由から、既存ケージとの適合性を確保しつつ、架台の設計や製作、据付を迅速かつ確実に履行できる事業者として、株式会社アイテックを選定する。
---------	--